

「すべての県民が日本一暮らしやすいと
実感できる埼玉」の実現に向けた提案・要望

< 針路別提案・要望 >

針路5 未来を創る子供たちの育成

■確かな学力と自立する力の育成



1 教職員定数の増員及び配置基準の見直し



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 県立学校人事課、小中学校人事課

◆提案・要望

- (1) 確かな学力の育成や一人一人の個性を尊重したきめ細かな教育を実施するとともに、学校における働き方改革を推進し、教員が児童生徒と向き合う時間を拡充し、学力や体力の向上と規範意識の育成を目指す教育を充実させるため、教職員定数を増やすこと。
- (2) 学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が極めて多い本県の状況を踏まえ、学級数に加えて児童生徒数を基礎とする教職員配置基準とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童生徒をめぐる課題が複雑化・多様化している中、時間外在校等時間が月45時間を超える教諭等の割合は、非常に高い。文部科学省が令和2年1月に策定した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、授業やその準備に集中できる時間、児童生徒と接する時間及び自ら専門性を高めるための時間の確保、そして教職員の健康維持増進を図るため、教職員定数を増やす必要がある。
- ・ 義務標準法の改正により、小学校について令和3年度から5年かけて、学級編制の標準を35人に引き下げることとされた。令和4年度は、小学校第3学年が対象となり、学級増に伴い必要となる基礎定数の一部は加配定数の振替で措置された。しかし、令和5年度以降について、同様の振替措置をすると、加配定数が削減されることとなり、本県で実施している少人数指導や習熟度別指導といった様々な取組に影響が生じる。そのため、学級増に伴い必要となる基礎定数については、既存の加配定数の振替によることなく、新たに教職員定数を増やして確保する必要がある。
- ・ 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による教職員配置基準においては、主に学校ごとの学級数を基に教職員定数を算定している。本県は、1学級当たりの児童生徒数が多いことから、教員1人当たりの児童生徒数も多くなり、きめ細かな学習指導を実施する上での障害となっている。

◆参考

○時間外在校等時間が月45時間を超える教諭等の割合（令和3年6月データ、土日を含む）

小学校 62.4%

中学校 70.6%

高等学校 42.5%

特別支援学校 23.9%

（令和3年度 埼玉県による調査）

○教員の1週間当たりの持ち時数（令和3年度 埼玉県による調査）

小学校 24.3コマ（全国平均 23.2コマ）

中学校 19.5コマ（全国平均 17.7コマ）

（カッコ内は令和元年度 文部科学省による「学校教員統計（学校教員統計調査報告書）」）

○本県の公立小・中学校の教員1人当たりの児童生徒数（令和3年度）

小学校 17.4人（全国1位） 全国平均 14.7人

中学校 14.9人（全国2位） 全国平均 12.8人

（文部科学省による「学校基本統計（学校基本調査報告書）」）

2 栄養教諭及び学校栄養職員の配置の拡大



要望先：文部科学省
県担当課：小中学校人事課

◆提案・要望

学校における食に関する指導の推進のため、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準を見直し、増員を図るとともに、必要な財源を措置すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 栄養教諭及び学校栄養職員は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、定数の標準が定められているが、平成13年度から17年度にかけて実施された第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画以降、新たな定数改善は行われていない。
- ・ 食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を児童生徒に身につけさせるためには、栄養教諭等による食に関する指導の更なる充実と、その指導を効果的に進めるための重要な教材でもある学校給食の適正な管理が必要である。
- ・ 現行の配置基準では、学校給食単独実施校の場合、児童生徒数が550人以上の学校で1人、549人以下の学校は4校につき1人の配置となり、共同調理場方式の場合、児童生徒数が1,500人以下の場合は1人、1,501人～6,000人までが2人、6,001人以上が3人の配置となっている。
- ・ 本県の学校給食単独実施校においては、全ての学校に栄養教諭等を配置することができないため、配置されていない学校においては、学校給食に係る栄養管理や衛生管理、食に関する児童生徒へのきめ細かな対応が十分でない状況にある。
- ・ また、共同調理場方式の学校においては、栄養教諭等1人当たりの学校数が単独実施校に比べて多いため、肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒へのきめ細かな対応や、食に関する効果的な指導が困難な状況である。

◆参考

○本県の学校給食単独実施校における栄養教諭等の配置状況（令和4年4月）

| | 学校数 | 配置校数 | 未配置校数 |
|-----|------|------|-------|
| 小学校 | 272校 | 134校 | 138校 |
| 中学校 | 82校 | 30校 | 52校 |

※さいたま市及び休校を除く。

○本県の学校給食共同調理場方式実施校における栄養教諭等の1人当たりの学校数（令和4年4月）

| | 共同調理場方式 | | |
|-----|---------|---------------|-------------------------|
| | 学校数 | 栄養教諭等 配置人数 | 1人当たりの学校数 (参照：単独実施校) |
| 小学校 | 405校 | 81人 | 5.0校 (2.0校) |
| 中学校 | 255校 | 50人 | 5.1校 (2.7校) |

※さいたま市及び休校を除く。外部委託している学校を除く。

3 日本学生支援機構の奨学金事務の学校における負担軽減



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 県立学校人事課

◆提案・要望

- (1) 教員の負担軽減を図るため、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金事務については、学校の関与をより一層減らし、機構と保護者の直接の対応を原則とすること。
- (2) 機構の奨学金事務の環境を更に改善し、保護者からの問合せに適切に対応できるようにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、「機構」の奨学金事務を主に教員が行っており、以前から、その負担の大きさが課題となっていた。
- ・ 実態を把握するため、平成30年度及び令和元年度に機構の奨学金事務の負担状況について、県立学校にアンケート調査を実施したところ、過半数の教員が、「申込関係書類の配付や内容についての説明」や「書類の確認や管理」について負担が大きいと回答した。また、奨学金は保護者・生徒が直接給付・貸与されるものであることから、学校の関与をより一層減らし、保護者と機構が直接やり取りすべきとの意見も多かった。
- ・ 平成31年1月25日付けの中央教育審議会からの答申では、学校の業務を「1 基本的には学校以外が担うべき業務」、「2 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」及び「3 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに分け、中心となる担い手を学校・教師以外に積極的に移行していくという視点に立ち、教育委員会が検討を行うこととされている。
- ・ 令和元年度以降、学校担当者専用の回線が増設されるとともに、生徒・保護者向けコールセンターが開設されている。また、機構職員が学校に説明に出向くなど、機構の問合せ対応の環境は改善されてきているが、教員の働き方改革の観点からも、更なる改善が必要である。

◆参考

○本県の日本学生支援機構への奨学金申込者数（令和元年度アンケート調査結果）

| 卒業生徒数※ | 申込人数 | | | |
|---------|---------|--------------|--------------|--------|
| | 合計 | 第一種 (無利息) | 第二種 (利息有) | 給付型 |
| 36,225人 | 19,315人 | 7,011人 | 7,888人 | 4,416人 |

※卒業生徒数（県立高等学校通信制及び県立特別支援学校については含まない。）

4 義務教育費国庫負担金の省令で定める経験年数別給料月額の見直し【新規】



要望先 : 内閣府、総務省、財務省、文部科学省
県担当課 : 教育局財務課

◆提案・要望

国は、義務教育の根幹である義務教育無償の原則に則り、省令で定める経験年数別給料月額が、地方の実情や教員の給与実態を踏まえたものとなるよう見直しを図り、必要な財源を保障すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 義務教育費国庫負担法では、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。
- ・ 同法では、特別な事情がある場合を除き、公立の義務教育諸学校の教職員の給与を負担している都道府県及び指定都市に係る教職員給与費の実支出額の1/3を国が負担することとされている。
- ・ 平成16年度に導入された総額裁量制による国庫負担額の算定方法により、実支出額と算定総額（最高限度額）のうち、いずれか低い方を国庫負担とすることになった（国庫負担率は、平成18年度以降は1/3、それ以前は1/2）。
- ・ 本県においては最高限度額による交付となっており、国庫負担金は県の負担する実支出額の3分の1に達していない。
- ・ 算定においては、国が省令により定める経験年数別給料月額を用いるが、この経験年数別給料月額が、それぞれの経験年数における教職員の実際の給料月額よりも低くなっている。
- ・ なお、本県の義務教育にかかる教職員給与費全体に占める国庫負担額の割合は、令和2年度実績で31.4%となっている（33.3%未満のため、不足している状況）。

◆参考

○県の義務教育費国庫負担金の交付状況の推移

| | 実支出額 | 国庫負担額 | 実支出額に占める 国庫負担額の割合 |
|--------|---------|-------|----------------------|
| 平成30年度 | 1,957億円 | 608億円 | 31.1% |
| 令和元年度 | 1,949億円 | 609億円 | 31.2% |
| 令和2年度 | 1,945億円 | 610億円 | 31.4% |

※令和2年度の場合、1,945億円×33.3%≒648億円のため、国庫負担額が約38億円少ない状況になっている

多様なニーズに対応した教育の推進



1 特別支援学校のスクールバス運行に対する財政支援の拡充



要望先：文部科学省

県担当課：特別支援教育課

◆提案・要望

特別支援学校の児童生徒の通学に必要な不可欠なスクールバス運行委託費について、財政支援の拡充を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- 特別支援学校においては、児童生徒の障害の特性上自主通学が出来ないケースが大半であることや、通学区域が広域であるため保護者送迎が困難なことなどから、通学児童生徒の80%程度がスクールバスを利用している。
- 令和4年度の本県における特別支援学校の通学児童生徒数は5年前と比較し17%程度増加しており、今後も増加傾向が続く見込みである。
- 児童生徒数の増加に伴い、令和4年度ではスクールバスの台数が5年前の230台から41台増加し、271台となった。今後も児童生徒数増に伴いスクールバスの台数及び必要経費の増加が見込まれる。
- スクールバス運行委託費について、平成30年度から地方交付税措置の対象となったが、地方交付税措置は、実際の運行費用の17%ほどであり、実態との乖離が著しい状況である。

◆参考

○本県におけるスクールバス利用者数及び運行台数等（※R4通学者及び利用者数は見込数）

| 年度 | 通学者数（人） | 利用者数（人） | 利用率 | 台数（台） | 予算額（千円） |
|-----|---------|---------|-------|-------|-----------|
| H29 | 6,541 | 4,996 | 76.4% | 230 | 2,016,312 |
| H30 | 6,755 | 5,156 | 76.3% | 233 | 2,090,415 |
| R1 | 6,744 | 5,257 | 78.0% | 236 | 2,259,631 |
| R2 | 6,946 | 5,441 | 78.3% | 242 | 2,381,990 |
| R3 | 7,004 | 5,632 | 80.4% | 266 | 2,703,055 |
| R4 | 7,658 | 6,023 | 78.6% | 271 | 2,751,171 |

○スクールバス運行にかかる地方交付税算定と本県予算の比較

| 地方交付税算定標準規模 | | 埼玉県 | |
|-------------------|-----------|-------------------|--------------|
| 学級数 ① | 350 学級 | 学級数 (R3.5.1) ④ | 1,853 学級 |
| 積算額 ② | 88,181 千円 | 当初予算額 (R3) ⑤ | 2,703,055 千円 |
| 1学級あたり ③ (②÷①) | 252 千円 | 1学級あたり ⑥ (⑤÷④) | 1,459 千円 |

※算定される標準規模は、実際に必要となる予算の17%程度 (③÷⑥)

2 特別支援学校の幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度の整備



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 県立学校人事課

◆提案・要望

特別支援学校の幼稚部及び専攻科についても、早期教育・専門教育の重要性に鑑み、小学部、中学部及び高等部に準じた学級編制や教職員定数に係る法制度を整備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 視覚障害者及び聴覚障害者に対する早期教育は、その後の成長に大きくかかわる。また高等部を卒業した者に対する高度な専門教育は、職業的自立のために極めて重要である。
- ・ このため、本県においては、義務教育及びその後の教育の基礎を培うための幼稚部並びに高等部卒業生だけでなく中途障害者の職業的な自立を目指すための高等部専攻科を視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校に設置している。
- ・ 特別支援学校の小学部及び中学部の教職員定数については公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、高等部の教職員定数については公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律において規定されているが、特別支援学校の幼稚部及び専攻科の教職員定数については、いずれの法律にも規定がない。このため、教職員配置のための財政措置が十分保証されておらず、給与費に係る県の負担部分が大きい。財政状況によっては、必要な数の教職員が配置できないことも想定され、きめ細かな指導を実施する上で支障となっている。
- ・ このことから、幼稚部及び高等部専攻科の教職員定数については、法律に位置付け、算定対象とすることを求める。

◆参考

幼稚部設置校 : 視覚障害特別支援学校 1 校、聴覚障害特別支援学校 2 校

専攻科設置校 : 視覚障害特別支援学校 1 校、聴覚障害特別支援学校 1 校

3 特別支援学校の看護教諭の教職員定数に係る法制度の整備



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 県立学校人事課

◆提案・要望

特別支援学校において、児童生徒に医療的ケアを実施する看護師資格を有する教諭について、定数措置ができるよう法制度を整備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケアに対する重要性が高まっている。
- ・ 医療的ケア児に対し安定的に医療的ケアを提供するためには、担当者が常に学校にいる環境を作ることが必要である。
- ・ また、医療的ケアを単に実施するだけでなく、自立活動の一環として位置付け、教育活動に組み入れることは、児童生徒の心身の発達において効果が高い。
- ・ このため、本県では看護師資格を有する教諭が看護教諭として医療的ケアの実施にあたっている。
- ・ しかし、法制度上看護教諭の定数措置はなく、教諭の定数を看護教諭に充てているのが現状である。この枠組みにおいて、医療的ケア児の増加に対応するため、看護教諭の配当を増加させれば、教諭の配当が減少する。逆に、教諭の配当を優先させれば、看護教諭の配当が十分にできないといった弊害が生じている。
- ・ 医療的ケアを常時実施可能とし、さらに教育活動に組み入れて児童生徒の心身発達を促すため、看護教諭の定数を法律に位置付け、算定対象とすることを求める。

◆参考

○医療的ケア対象幼児児童生徒数

(人)

| | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 対象幼児児童生徒数 | 184 | 201 | 208 | 196 | 208 |

4 不登校児童生徒に対する教育機会の確保等のための経済的支援【新規】



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 青少年課

◆提案・要望

不登校児童生徒の教育機会の確保のため、学校以外の場における学習活動を行う不登校児童生徒及び当該児童生徒が利用する民間の団体及び施設への経済的支援の在り方について、速やかに検討し必要な措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 教育機会確保法では、国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとするとしている。
- ・ 本県では、いわゆるフリースクールなど県内62の民間団体等において、242人の不登校児童生徒が学習支援等を受けている（令和3年3月31日現在）。
- ・ 文部科学省の調査によれば、民間団体等における学習支援等について1団体・施設当たり平均約5万3千円の入会金と、会費（授業料）平均月額3万3千円ほどの負担が家庭に生じており経済的負担が大きい。
- ・ 教育機会確保法の附則で、「政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定され、国において検討はされているが、まだ結論が出ていない。

■質の高い学校教育の推進



1 高等学校等就学支援金制度の改善



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 学事課、教育局財務課

◆提案・要望

- (1) 全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、就学支援金制度については十分な財源を確保するとともに、支給限度額の撤廃や、受給資格要件の緩和を図ること。
- (2) 所得の低い世帯の生徒の就学機会が奪われないよう、制度の拡充を図るとともに、国が責任を持って十分な財源を確保すること。
- (3) 就学支援金の支給事務については、学校関係者及び地方公共団体の意見を十分に聴き、生徒、保護者、学校及び都道府県の事務負担軽減の観点を踏まえた見直しを図ること。
また、マイナンバー導入後の就学支援金の支給事務については、各都道府県における実施・運用状況や意見・要望を十分に把握した上で、国が責任をもって継続的な制度整備を行うこと。
その上で、審査事務等に係る事務費については、マイナンバー導入を理由に一律に削減することなく、国がその全額について財政措置を講じること。
- (4) 就学支援金制度の周知は、引き続き国において実施すること。
- (5) 1単位当たりの授業料を設定している場合については、支給限度額を撤廃、支給額を月額にするなど算出方法を簡素化し、事務負担の軽減を図ること。
- (6) 年収約590万円未満世帯を対象とした私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において全ての財源を安定的に確保し、都道府県の財政負担が生じないようにすること。
- (7) 令和5年度に創設が予定されている家計急変世帯への支援など、今後、就学支援金の制度内容を変更する際は、各都道府県が就学支援金に関連して実施する独自補助などの仕組みを国において詳細に調査し、その結果を考慮した上で学校や各都道府県が現実的に対応可能な制度設計を行うこと。
- (8) 国が構築した高等学校等就学支援金オンライン申請システムを導入することに伴い、大幅な増加が見込まれる生徒・保護者からの問合せについて、遅滞なく対応できるよう国において専用窓口を設けるなど必要な措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 所得の低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点

から経済的負担を軽減する必要がある。

- ・ 県立高校の定時制（単位制課程）においては、県が定めた授業料額と支給限度額の差額を県が負担している。また、就学支援金制度の支援の対象は、正規修業年数までであり、それを超える部分については、生徒が負担している。
- ・ 私立高校においては、令和2年度から年収約590万円未満世帯を対象に、授業料の全国平均額を上限とした無償化が実施されることとなったが、授業料が全国平均額を超える学校や、年収590万円を超える世帯の学費負担は依然大きく、更なる支援の充実が必要である。
- ・ 定時制、通信制等で、1単位当たりの授業料を設定している場合は、就学支援金の額が月額ではなく、1単位当たり単価で定められている。この結果、履修単位数によって生徒ごとに支給額が異なることになり、非常に事務が煩雑となっている。
- ・ 所得の基準年度が4～6月と7～3月で分かれており、制度が分かりづらい上、1年生は年2回の所得審査が必要であるなど、事務が煩雑となっている。
- ・ 就学支援金の申請受付や審査事務に当たり、プライバシーへの配慮、また、債権管理等といった事務が増加、また各県では審査のためにマイナンバーの入力業務委託を必要とするなど新たな事務費が発生している。
- ・ 就学支援金の支給事務へのマイナンバー導入については、マイナンバーの徴収や新システムの操作、税額照会後のエラー対応などの新たな事務に対し現場で多くの混乱が生じている。
- ・ 就学支援金制度について、中学3年生やその保護者への周知が引き続き必要である。
- ・ 本県の私立高校等においては、就学支援金に上乗せする形で授業料や施設費等の補助を行っている。申請件数は延べ約6万件に及ぶため、審査等の事務処理に相当の時間を費やすことから交付決定までにはどうしても数か月の期間を必要とする。
- ・ 国が構築した高等学校等就学支援金オンライン申請システムを導入した（公立：令和4年度～、私立：令和3年度～）が、保護者からの問合せに対する対応が膨大な事務負担となっている。

2 高等学校等就学支援金の支給額等の見直し



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 教育局財務課

◆提案・要望

父母負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金の支給額等の改定を行い、空調の整備及び運転に必要なコストを的確に反映させること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方財政計画に定める公立学校の授業料（以下「標準的な授業料」という。）は、平成19年度に改定された後、10年以上据え置かれたままとなっている。
- ・ その間、多くの公立高等学校では生徒の学習環境の充実を図るため空調設備を設置してきた。さらに、昨今の猛暑を踏まえると、生徒の安全確保の観点から、空調設備は必要不可欠な設備である。
- ・ こうしたコストは、標準的な授業料に適切に反映すべきであるが、前記のとおり長期にわたり見直されていないため、これを基に算定した高等学校等就学支援金は過少な状態である。
- ・ 本県でも、適当な財源措置がなされていないため、空調はPTAが設置するなどし、維持管理費を含めて父母負担となっているところである。

◆参考

○地方財政計画に基づく公立高等学校の授業料の年額（全日制）

| 現行 | 空調使用料相当額 | 見直し後（案） |
|----------|----------|----------|
| 118,800円 | +9,000円 | 127,800円 |

空調使用料相当額：本県のPTA等の団体が徴収している空調使用料を基に試算

3 高等学校等奨学金事業に対する交付金配分の再開【新規】



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 教育局財務課

◆提案・要望

奨学金事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していけるよう、交付金の配分を再開すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 高等学校等奨学金事業はかつて国が所管していた事業であったが、平成17年の三位一体の改革により、各都道府県が担うこととなった。また、都道府県が奨学金事業を担うにあたり、平成17年度から平成26年度までの10年間、国から貸付財源として、本県に約43億円の交付金の配分がされた。
- ・ 国から配分される交付金のみでは、十分な額の貸与や奨学金事業の長期的な継続が困難であり、本県は平成19年に、金融機関の資金を奨学金の貸与に充てる「金融機関連携方式」による「埼玉県高等学校等奨学金制度」を創設した。
- ・ 金融機関連携方式の場合、一定期間滞納となった場合に元金相当額を損失補償として県が金融機関に補填する必要がある。制度開始当初は、損失補償額を県の財源で補填していたが、年々増加する損失補償額と年々厳しくなる県の財政状況により、県の財源で補填することが困難になった。そこで国から配分されていた交付金を原資とした基金を損失補償に活用することとした。
- ・ 交付金を貸付財源として活用する場合に、未回収債権の発生により基金が減少するのと同様に、損失補償による基金の減少が続いており、早い場合、令和20年代前半には枯渇してしまう恐れがある。
- ・ 損失補償のための十分な基金残高を確保し、本県の奨学金制度を安定的かつ長期的に継続していくために、国による交付金の配分の再開が必要不可欠である。

◆参考

埼玉県高等学校等奨学金の利用者数 令和3年度：3,098人（令和3年12月31日現在）

4 奨学のための給付金制度の改善



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 学事課、教育局財務課

◆提案・要望

- (1) 高等学校等就学支援金と同様の制度設計とし、国がその全額について財政措置を講じること。
- (2) 第1子、第2子以降の区別なく同額の給付額にするとともに、修学旅行費等の授業料以外の教育費相当額が対象となるよう財政措置を図ること。
- (3) 支給区分の設定など制度が煩雑であり、必要書類が多岐にわたることから、手続の簡素化を図ること。また、申請者が理解しやすいよう、就学支援金と申請先を合わせることや、支給区分を分かりやすくするなど工夫すること。
- (4) 県外の高等学校に在籍する生徒に対し制度周知ができるような必要な措置を講じること。また、県外から通う生徒については、「学校が所在する都道府県が就学支援金の課税情報などを活用し学校を通じて申請を促す仕組み」などを国において制度設計すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、低所得世帯の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金制度が平成26年度から実施されている。
- ・ この制度は第1子と第2子以降の支給額に差があり、また、修学旅行費等の授業料以外の教育費用相当額が対象となっていない。
- ・ 国庫負担3分の1の国庫補助事業として予算の範囲内で補助金を交付するとしている。
- ・ 補助対象の世帯や支給額の区分の設定が複雑なため、その確認に必要な証明書類が多岐にわたり、事務が煩雑である。
- ・ 制度実施のための人件費、事務費等が発生している。
- ・ 「県外の高等学校に在籍する対象生徒」を「給付を行う県」だけで正確に把握することは困難であるため、県外の生徒について申請漏れを防ぐための抜本的な制度設計が必要である。
- ・ 県外の高等学校に在籍する生徒に対し、県の制度を周知することが困難である。
- ・ 就学支援金と申請先の都道府県区分が異なる上、支給区分の設定が複雑であり、申請者から多くの問い合わせを受けている。

5 高等教育の修学支援新制度の拡充



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 学事課、教育局財務課、高校教育指導課

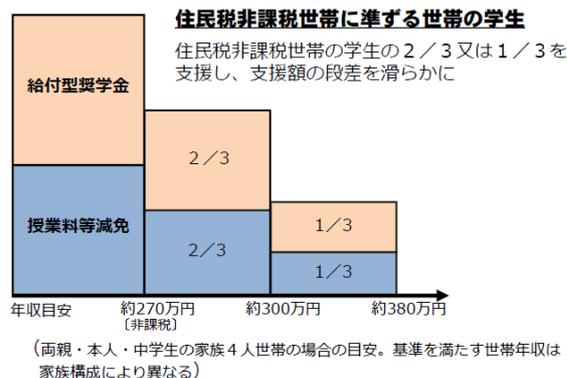
◆提案・要望

- (1) 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）の所得基準を引き上げること。
- (2) 高等教育の修学支援新制度のうち、給付型奨学金の給付額を引き上げること。
- (3) 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）の周知を、引き続き国が実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 大学等への進学・入学をしなかった生徒の保護者のうち、年収487万円以上650万円未満の世帯の35.2%が「給付型奨学金があれば進学してほしかった」と回答しており、年収287万円以下の世帯に次いで給付型奨学金のニーズが高い。（平成28年度文部科学省大学改革推進委託事業「家庭の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書」より）
- ・ 本県においても、令和3年3月の県内高等学校卒業生のうち、大学等に進学・入学しなかった者の割合は16.5%であり、経済的な困窮を理由に大学等への進学・入学を断念する生徒が一定数いると考えられる。
- ・ また、日本政策金融公庫が実施した「教育費負担の実態調査」（令和3年度）によると、年収が200万円以上400万円未満の世帯において、世帯年収に占める在学費用の負担率は26.7%となっており、年収の約1/4を占めている。
- ・ 一方、令和2年4月から国が実施している「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）」において、住民税非課税世帯（年収目安約270万円未満）の場合は、授業料の実質的な無償化が実現しているが、年収目安が270万円以上380万円未満の場合は給付額が減額され、年収目安で約380万円以上の場合は当該制度の対象外となっている。
- ・ 教育基本法において、全国的な教育の機会均等の実現は国の役割であることが規定されており、全国的に及ぶ大学等の奨学に関する施策は、大学等への進学・入学予定者への周知を含め、国の責務において実施されるべきである。

◆参考



「高等教育の修学支援新制度について（令和元年5月24日：文部科学省）」より抜粋

6 東日本大震災により被災した児童生徒等に対する補助制度の拡充



要望先：文部科学省
県担当課：学事課

◆提案・要望

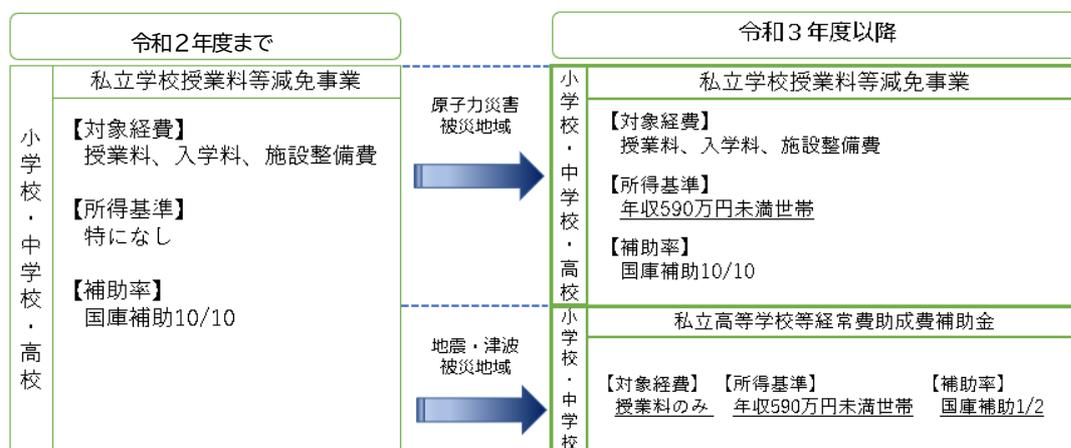
- (1) 東日本大震災に起因する事情により授業料等の納付が困難となった生徒等に対する補助については、国がその全額について財政措置を講じるとともに、従前と同様の水準による補助が可能となるよう受給資格要件等の緩和を図ること。
- (2) 原子力災害、地震・津波災害などの区別なく、被災した児童生徒等が補助対象となるよう財政措置を講じること。
- (3) 補助事業の縮小等、事業内容の見直しを行う場合は、一定期間を設けてその内容の周知を行うとともに、学年進行により実施する等の経過措置要件を設けること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 授業料や就学に係る費用の負担の有無は進路選択を左右するとともに、就学の機会を確保する重大な問題である。
- ・ 被災地の復興に伴い本県における当該事業の対象者は年々減少しているが、いまだ支援を必要としている児童生徒等があり、私立学校に通う令和2年度の補助対象者数は21名、補助額は合計で約710万円となっている。
- ・ 震災から11年が経過した現在においても、親を亡くした子や、被災によって経済状況が悪化した世帯の児童生徒等に対する支援を引き続き行っていくことが重要であると考える。
- ・ 本事業に対する保護者からの問合せが複数あり、私立高校への入学を希望する子の保護者から従前と同様の補助要件での事業の継続を望む声が寄せられている。

◆参考

○令和3年4月からの制度変更



※所得要件の追加、対象経費の縮小、補助率の減少等、制度が縮小した。

7 学校における障害者雇用の推進



要望先：財務省、文部科学省、厚生労働省
県担当課：教育局総務課

◆提案・要望

- (1) 障害のある教員の負担を軽減するため、人的支援に係る財政措置及び制度的措置を講じること。
- (2) 障害のある教員が働きやすい学校環境を整備するため、施設改修及び機器導入に係る財政措置を講じること。
- (3) 障害を有する者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているか実態を把握すること。
- (4) 障害を有する者が学びやすい環境を整備するよう、教員養成課程を有する大学等に対し、働き掛けを行うなど、障害のある教員の育成を推進すること。
- (5) 教育職員における障害者雇用の実態に鑑みた制度の在り方を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県教育委員会の令和3年6月1日現在の障害者雇用率は、教育職員以外の職員が16.85%であるのに対し、教育委員会の職員の9割を占める教育職員では1.16%と低い状況にあり、教育職員における障害者雇用率を改善することが喫緊の課題となっている。
- ・ 障害のある教員が勤務するには、障害のある教員をサポートするための人的支援や環境整備が必要となる。
人的支援としては、障害のある教員に対する業務全般のサポートを行うスタッフの雇用、障害により教科指導をする際に支障がある教員とペアを組んで指導する教員の配置、実技を伴う特定の教科指導が負担となる教員に代わり指導する教員の配置などが挙げられる。
また、身障者用トイレやエレベーターなどのバリアフリー化に係る施設改修、ICT機器や点字プリンタ等の機器整備が求められ、これらに係る国による財政措置や制度的措置が必要である。
- ・ また、教育職員の雇用率を改善するには、障害のある教員の育成を推進する必要がある。障害のある教員免許状取得者は極めて少ないため、障害のある者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているかの実態把握や、障害のある者が学びやすい環境を整備するよう教員養成課程を有する大学等に対し働き掛けを行うなど、国としての取組が必要である。
- ・ 障害のある教員の育成は、中長期的に取り組むこととなるが、障害者における教員免許状取得者数を増加させるための措置と併せて、実態に鑑みた制度の在り方を検討することが必要である。

◆参考

○本県の職種・学校種別障害者雇用率等一覧（令和3年6月1日現在）

| 職種 | 学校種別 | ①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 | ②障害者の数 | ③実雇用率 |
|--------|--------|-----------------------|--------|-------|
| 教育職員 | 小学校 | 12,194.0 | 66.0 | 0.54 |
| | 中学校 | 6,998.0 | 57.0 | 0.81 |
| | 高等学校 | 5,751.5 | 75.0 | 1.30 |
| | 特別支援学校 | 3,060.0 | 128.0 | 4.18 |
| | 小計 | 28,002.5 | 326.0 | 1.16 |
| その他の職員 | 教育局 | 610.5 | 110.0 | 18.02 |
| | 小学校 | 665.5 | 107.5 | 16.15 |
| | 中学校 | 336.0 | 43.0 | 12.80 |
| | 高等学校 | 820.0 | 139.0 | 16.95 |
| | 特別支援学校 | 236.5 | 50.0 | 21.14 |
| | 小計 | 2,667.5 | 449.5 | 16.85 |
| 合計 | | 30,669.0 | 775.5 | 2.53 |

注) ①の校種ごとの値と合計欄の値は、端数処理の都合上一致しない。

○本県において人的支援等に取り組んだ事例

- ・小学校（精神障害）…チームティーチング実施。少人数学級を担当するなど、業務量に配慮。
- ・中学校（視覚障害）…チームティーチング実施。生徒の答案や作文は他の教員が添削を補助。
- ・高等学校（肢体不自由）…1階に専用の部屋を用意。階段の昇降の際は、他の教員が付添。印刷、コピー、提出物の点検等は、他の教員が補助。

○本県の市町村及び県立学校のバリアフリー整備状況

| | 公立小・中学校 | | 県立高等学校 | | 県立特別支援学校 | | |
|--------|----------------|-------|--------|-------|----------|-------|----|
| | 校舎 | 屋内運動場 | 校舎 | 屋内運動場 | 校舎 | 屋内運動場 | |
| 学校数 | 1,221 | 1,220 | 139 | 139 | 41 | 41 | |
| 車いすトイレ | 878 | 505 | 132 | 34 | 41 | 24 | |
| スロープ | 門から建物の前まで | 1,027 | 1,042 | 127 | 95 | 41 | 40 |
| | 昇降口・玄関等から教室等まで | 769 | 791 | 114 | 72 | 40 | 36 |
| エレベーター | 309 | 589 | 29 | 24 | 39 | 30 | |

※県実施による調査結果（令和3年5月1日現在）

○大学等新規卒業生免許取得状況

- 平成29年度卒業 104,768人（うち、障害者の数 168人（0.16%））
- 平成30年度卒業 100,144人（うち、障害者の数 179人（0.18%））
- 令和元年度卒業 96,343人（うち、障害者の数 186人（0.19%））

8 学校における働き方改革の推進



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 県立学校人事課、小中学校人事課

◆提案・要望

- (1) 小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）への教員業務支援員の配置に必要な財源を十分に確保すること。
- (2) 教員業務支援員の補助金の額について、市町村が実施主体となる間接補助事業の場合であっても、県が実施主体となる場合と同様に市町村の補助対象経費の1/3以内を補助金の額とすること。
- (3) 学校に確認を要する各種調査について、学校における業務の縮減に繋がるよう、調査の精選や回答方法の効率化等を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 教員の長時間労働という働き方を改善することは、教員だけの問題ではなく、未来を支える子供たちの健全な育成のために取り組むべき重要かつ喫緊の課題である。
- ・ 学校や教員の業務を大胆に見直し、教員の業務の適正化を推進することを通じ、教員が担うべき業務に専念でき、子供たちと向き合える環境整備を推進することが求められる。
- ・ 平成30年度から、教員がより児童生徒への教材研究等に注力できるよう、学習プリントのコピーや授業準備等を行う「スクール・サポート・スタッフ」を小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）に配置することが予算化された。
- ・ 平成31年1月25日の中央教育審議会総会において、まとめられた答申の中で、文部科学省には授業準備や成績処理等を補助するスクール・サポート・スタッフ等の配置支援を行いつつ、各地方公共団体における受皿の整備の支援を同時に行うことが求められるとされている。
- ・ 教員の負担軽減を図るためには、引き続き、多彩な外部人材を活用した支援体制が必要である。
- ・ また、教員業務支援員の補助金の額については、市区町村が実施主体となる間接補助事業の場合、「市区町村の補助対象経費のうち都道府県が補助した額の1/3以内」であり、県が実施主体となる直接補助事業の場合（補助対象経費の1/3以内）と補助金の額が異なるが、国と地方（県及び市町村）の負担割合でみると、同一とすることが適切であると考える。
- ・ 本県では令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、業務量の削減（調査削減や会議精選等）や負担軽減のための条件整備（専門職員の配置等）等を推進している。
- ・ 令和元年12月にいわゆる給特法の一部を改正する法律が成立・公布された。それを受け、令和2年1月、業務の削減や勤務環境の整備について記載された指針が策定された。
- ・ 指針では、文部科学省の取組について、学校における業務の縮減に取り組むとされていることから、これまでの取組に加え、学校に確認を要する各種調査の精選や回答方法の一層の効率化が必要であると考ええる。

■私学教育の振興



1 私学振興の推進【一部新規】



要望先 : 内閣府、文部科学省、厚生労働省
県担当課 : 学事課

◆提案・要望

- (1) 私立学校の教育条件の維持や向上、経営の健全化など公教育の重要な一翼を担う私立学校の振興を図るとともに、父母の経済的負担の軽減を図るために必要な財源を確保すること。
- (2) 県が行う専修学校への運営費補助金についても国庫補助金の対象とすること。
- (3) 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助・教育改革推進特別経費）及び私立幼稚園等特別支援教育費補助の国庫補助については、圧縮がかかることのないよう必要な財源を確保すること。
- (4) 幼児教育の無償化については、財源負担や事務負担など地方との協議を継続し、地方の意見を十分取り入れながら進めること。
- (5) 令和3年度から創設された「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」については、在住市町村により給付の有無が生じる可能性があることから、その解消について検討すること。
- (6) 幼児教育の無償化や保育士等への処遇改善が私立幼稚園に与える影響を把握するとともに、県運営費補助金の交付を受ける私立幼稚園に対しても有効な処遇改善策を講ずること。
また、令和4年2月から実施された私立幼稚園の幼稚園教諭への処遇改善について、令和4年10月分以降も国の負担割合を維持し、私立幼稚園の負担割合が変わらないよう措置をすること。
- (7) 地方交付税交付金の算定においては、専修学校分を拡充するとともに他の学種についても充実を図ること。
- (8) 統合型校務支援システムの導入費及び維持費について需要調査を実施した上で必要な財政支援を行うこと。
- (9) 広域通信制高校の展開するサテライト施設に関する全国調査については、調査内容を充実させた上で、国が引き続き実施すること。
また、調査結果については各都道府県に対して詳細に提供し、あわせて、これらの施設の実態を継続的に把握できるような仕組みを国において構築すること。

◆本県の現状・課題等

<私立高等学校等経常費助成費補助金について>

- ・ 県運営費補助金に占める国庫補助金の割合は、約15%と低水準で推移している。また、私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）について、平成22年度から平成27年度ま

で交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価に基づく交付を受けていなかった。

- ・ 私立幼稚園等特別支援教育費補助についても同様に、平成21年度から平成27年度まで交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価どおりの交付を受けていなかった。
- ・ 平成22年度から就学支援金による私立高等学校の授業料の軽減が図られたが、依然として私立高等学校の生徒納付金は公立高等学校に比べて高額であり、著しい負担格差が存在している。

<幼児教育の無償化について>

- ・ 本県の3歳以上の未就学児の約47%、幼稚園児の約97%が通う私立幼稚園の園児納付金も、全国第12位（令和2年度）の水準となっており、全ての子どもに幼児教育を保障し安心して子育てができる環境をつくるには、私立幼稚園の父母負担軽減が必要である。
- ・ 幼児教育の無償化については、内閣府、文部科学省及び厚生労働省並びに地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場や、市町村実務検討チームによる打ち合わせが開催されているところであるが、令和元年10月からの実施により事務量の増加が発生しており、事務量軽減の検討が必要である。
- ・ 幼児教育・保育の無償化の対象とならない多様な集団活動への支援として、「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」が令和3年度から創設されたが、現行制度では、対象施設等の基準について、国で一定の基準を設けるものの最終的には市町村の裁量で決定することになるため、同じ施設等に違いながら、在住市町村により給付金の支給の有無が生じてしまう可能性がある。その解消のための対応について、検討する必要がある。
- ・ 子ども・子育て支援新制度においては、平成29年度から技能・経験等に応じた保育士等への新たな処遇改善が開始されたが、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の教員に対しては同様の処遇改善の仕組みがない。
- ・ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施することが決定された。

しかし、令和4年2月から令和4年9月までは負担割合が国4分の3、幼稚園4分の1であるところ、令和4年10月からは国4分の1、県4分の1、幼稚園2分の1となり、幼稚園の設置者負担が増大する見込みとなっている。

<専修学校への国庫補助について>

- ・ 専修学校は職業教育等における社会的役割が増しているが、その振興に係る助成は国庫補助対象ではなく、地方交付税交付金に算定されているのみとなっている。

<統合型校務支援システムについて>

- ・ 教育現場においても、校務のデジタル化を図り、教員の負担軽減や保護者の負担軽減、教育の質の維持向上を図ることが求められている。
- ・ 統合型校務支援システムは、教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とし、「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で有効である。
- ・ 平成29年に国が示した「学校のICT環境整備目標」では、令和4年度までに統合型校務支援システムの整備率を100%にすることを目標にしているが、令和2年度末時点で、県内の私立高等学校54校中、導入している学校は24校で、導入率は44.4%である。
- ・ システム導入費用について、公立学校の場合には財政支援（地方交付税措置）があるが、私立

学校に対する財政支援はない。

<広域通信制高校のサテライト施設について>

- 通信制高校のサテライト施設については、平成29年度及び令和元年度に文部科学省が「広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する全国調査」を実施したが、調査内容は施設の分類等最低限のものにとどまっている。通信制高校についてはガイドラインが改訂され、教育の質の確保や向上が求められている背景もあり、国による継続調査が必要である。また、調査結果については、所轄庁だけでなくサテライト施設の所在都道府県でも実態把握ができるよう、国は各都道府県に対してより詳細な情報を提供する必要がある。

また、サテライト施設を継続的に実態把握するための制度構築が必要である。

◆参考

○初年度納付金・公私比較

